

指定管理者制度導入に関する基本方針

平成17年7月

矢吹町行財政改革推進本部

指定管理者制度導入に関する基本方針目次

第1	指定管理者制度の創設	
1	地方自治法の改正理由	1
2	制度の概要	1
(1)	指定管理者制度と管理委託制度の相違	1
(2)	施行期日	2
(3)	指定管理者で実施できる業務	3
(4)	基本的条件の設定	3
(5)	指定管理者の指定	4
(6)	指定管理者に対する監督	5
第2	指定管理者制度導入	
1	制度導入についての基本的な考え方	6
2	条例の改正等	6
3	予算措置等	7
4	管理者の募集	7
5	候補団体の選定	8
6	管理者の指定	8
7	協定等の締結	9
8	管理状況の確認等	10
9	危機管理	10
10	スケジュール	11

第1 指定管理者制度の創設

1 地方自治法の改正理由

「官から民へ」の構造改革の下、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力の活用を阻む規制・制度等を取り除くことが重要である。

特に、公の施設の管理に関して、これまでの管理委託制度は管理者の範囲を公共的団体等に限定してきたため、民間事業者の維持管理の是非については、以前から議論がなされてきたところである。

今回の法改正による指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、この限定を取り払い、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を付与することにより、「多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」とするものである。

2 制度の概要

(1) 指定管理者制度と管理委託制度の相違

公の施設の管理については、これまでも地方公共団体の出資法人等に委託すること（管理委託制度）ができたものであるが、その制度と指定管理者制度との主な相違点については以下のとおりである。

	指定管理者制度	管理委託制度
管理権限・責任等	管理に関する権限を指定管理者に委任。 設置者は、管理権限の行使自体は行わず、必要に応じて指示を行い、指示に従わないなどの場合には指定の取消し等を行う。	契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 管理権限及び責任は、設置者が引き続き有するものであり、使用許可権限は委託できない。
管理者の範囲	特別な制約を設けず、具体的な管理者を議会の議決を経て指定。	地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定。

【参考：指定管理者制度、管理運営委託及び業務委託の違いについて】

	業務委託	管理運営委託	指定管理者制度
位置付け	サービスの提供	権限の委任代理	管理代行（行政処分）
受託者	限定しない	出資団体（1/2以上出資） 公共団体、公共的団体	法人その他の団体（民間事業者、NPO、公共的団体等）
	特になし	条例で規定	議会の議決を得て決定
施設の経営権	町	町	指定管理者（営業時間、休館日などの設定や業務の範囲は条例で定める。
対外的責任	町	一義的には受託者	一義的には指定管理者
業務の範囲	契約範囲内のサービスの提供	①指示された施設サービスの提供 ②施設の維持管理	①自主的な施設サービスの提供 ②施設の維持管理 ③使用許可等の行政処分
業者選定及び契約形態	原則入札委託契約	受託者の範囲内で随意契約	原則公募。契約ではなく、議決（指定管理者の指定）を得て協定。
料金の帰属	町	基本的には町	指定管理者（町は上限額）
議会の関与	なし	条例制定時	①条例制定時 ②指定管理者の指定のための議決
根拠法令	なし	改正前の地方自治法 第244条の2第3項	地方自治法 第244条の2第3項

(2) 施行期日

平成15年9月2日。

なお、施行日時時点で既に管理委託を実施している既存の公の施設については、施行日から起算して3年を経過する日までの間は、従来の管理委託制度を引き続き採ることができる。

(3) 指定管理者制度で実施できる業務

指定管理者が施設管理に伴って、行い得る業務は次のとおりである。

(ア、イは従前の管理委託制度においても可能。)

ア 利用者からの料金を自らの収入として收受すること。【利用料金制】

イ 条例に定められた枠組みの中で、地方公共団体の承認を得て自ら料金を設定すること。

※ この場合、あらかじめ条例で定められた基本的枠組み(金額の範囲、算定方法等)に従い当該地方公共団体の承認が必要。また、必要に応じて、地方公共団体は指示を行なうことができる。

ウ 条例に定めることにより使用許可を行うこと。ただし、地方公共団体の長のみが行使できる次の権限は、指定管理者に行わせることはできない。

① 使用料の強制徴収(地方自治法第231条の3)

② 不服申立てに対する決定(同法第244条の4)

③ 行政財産の目的外使用許可(同法第238条の4第4項)

(4) 基本的条件の設定(条例で定めるべき事項)

指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を条例で定めることとされ、通則的な条例の制定、個々の施設管理条例の改正等が必要になる。

条例で定めるべき事項は、次のとおりです。

ア 指定管理者の指定の手続(通則的な条例)

指定管理者の指定の手続として、申請の方法や選定基準等を定めることになる。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、例えば、選定する基準としては、次のようなものを規定する。

① 住民の平等利用が確保されること。

② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

③ 事業計画書に沿った管理を安定して行なう物的能力、人的能力を有していること。

イ 指定管理者が行う管理の基準

次の管理の基準を定めます。

- ① 住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件
(休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等)
- ② 公の施設の適正な管理を行う上で必要不可欠な業務運営の基本的事項
(管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱い等)

ウ 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務の具体的な範囲(使用許可まで行わせるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲)を、各施設の目的や態様等に応じて設定する。

エ その他必要な事項

公の施設の目的や態様等に応じ、その他必要な事項を定めます。

(5) 指定管理者の指定

指定の意味及び手続きについては、次のとおりである。

ア 指定について

- ・ 地方公共団体と指定管理者とは取引関係に立つ(指定管理者のサービスを地方公共団体が買い上げる。)ものではないので、いわゆる「請負」には当たらない。
- ・ 指定管理者の指定は行政処分的一种であり、契約ではない。したがって、地方自治法の契約に関する規定の適用はなく、同法に規定する「入札」の対象にはならない。
- ・ 指定管理者は「法人その他の団体」であるため、個人は指定できない。ただし、法人格は必要ではない。

イ 選定の手続き

- ・ 申請の方法や選定基準等を条例(上記(4)ーアによる)で定める。
- ・ 指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させ、選定基準に照らし、最も適切かつ効率的な管理を行なう者を選定する。

ウ 指定に当たっての議会の議決

指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を要する。議決すべき事項は、「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」等である。

※指定の期間：管理が適切かつ効率的に行なわれているかをチェックし見直

す機会を設けるため、期間を定める。施設の目的や実情によって数年から数十年にわたるものまであり得るが、合理的な理由のない長期間の指定は不適切である。

エ 協定等の締結

権限自体は「指定」によって生じるものであり、契約を結ぶことは不要である。ただし、管理業務実施にあたっての詳細な事項（事業報告書の提出期限、管理経費の額及び支払方法、物品の所有権の帰属等）については、両者の協議により定め、協定等を締結することで明確にするものである。

(6) 指定管理者に対する監督

地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対し、業務又は経理の状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることができる。指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。記載事項は、以下のようなものであり、地方公共団体が定める。

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況(利用者数、使用拒否等の件数・理由等)
- ・利用料金収入の実績、管理に要した経費等の収支の状況等

イ 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て等

- ・ 公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長へ審査請求する。
- ・ 施設の設置又は管理において利用者に損害が生じた場合や、管理業務の執行にあたっての指定管理者の行為(暴行等)が原因で利用者に損害が生じた場合は、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負う。

第2 指定管理者制度導入

1 制度導入についての基本的な考え方

- 公の施設の管理については、これまでも管理委託制度を活用し、運営等について柔軟性に富む町内自治会や外郭団体に管理を委託することで、施設の機能を十分いかし、効果的・効率的な管理を行ってきたところである。

今回の指定管理者制度は、これまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用許可権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮されることで、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者及び設置者双方にとっても、町民サービスの向上をはじめとする合理的管理が望めるなどのメリットが見込まれるところである。

よって、この制度を十分活用することとし、指定管理者制度の導入が可能な全ての公の施設について、制度の導入を前提として検討するものとする。

- 指定管理者制度の移行後においては、毎年度の事業報告等に基づき管理状況を把握するとともに、成果目標の設定等による評価を行い、その結果を次回の指定等に活用することで「住民サービスの向上」、「経費の節減」等を確実に図っていくものとする。

2 条例の改正等

(1) 通則的な条例の制定

- 制定の内容： 指定の手續（申請の方法、選定の基準、事業計画の提出等）、その他の共通事項
- 制定の時期： 最初に指定管理者制度に移行する施設に合わせて制定。
- 制定の主体： 総務課

(2) 施設設置管理条例の改正

- 改正の内容： 各施設の「設置管理条例」について、以下の事項を追加及び削除する。

① 追加する事項

- 1) 「指定管理者による管理」に関する事項
- 2) 管理の基準（開館時間、使用の制限等）
- 3) 業務の範囲（施設の維持管理、個別の使用許可等）
- 4) その他必要な事項

② 削除する事項

- 1) 「管理の委託」に関する事項

- 改正の時期： 平成17年9月議会
- 改正の主体： 公の施設の「各課」

(3) 「個人情報保護条例」の改正

- 改正の主な内容： 指定管理者による公の施設の管理を対象等とすること。
- 改正の時期： 平成18年3月議会
- 改正の主体： 総務課

3 予算措置等

- 単年度の予算： 通常の当初予算を決定する毎年の3月議会において、「各年度の予算」の議決を得る。
- 指定期間中の： 「指定」と同一議会（平成18年3月議会）において、「債全体予算 務負担行為」の議決を得る。
- 利用料金制： 必要に応じ導入等について検討する。

4 管理者の募集

- 募集の方法： 原則として「公募」による募集とする。
ただし、特別な事情等がある場合には「公募」によらないこともできるものとするが、説明責任を果たし得るだけの理由付けが必要であることに留意する。
なお、「公募」実施の有無については、平成18年9月末までに決定する。

【「公募」によらない場合（例）】

- 町の施策との密接な関連から、当該団体による施設の管理運営と一体と

なった事業展開の必要性が認められる場合

- 現在の管理者以外に申請が見込めないことが客観的に認められる場合
- 「危機」への対応上必要性が認められる場合

- 募集の時期等： 「公募」による募集は、設置管理条例改正を行う平成17年9月議会後の「1か月程度」を基本とする。

ただし、施設の性格等により長期間の募集が必要と認められる場合には、適宜期間を設定するものとする。

なお、募集に関しては、町広報誌、ホームページにより行う。

- 募集要項等の作成： 「公募」を実施する施設については、募集に際しての詳細事項を定めた事項等を作成する。（※準則：別途整理し、提示する。）

5 候補団体の選定

- 選定の方法： 公の施設の「各所管課」が主体となって選定を進め、「矢吹町行財政改革審議会」の意見を聴いた上で決定する。

- 選定の時期： 募集期間終了後の1か月程度

- 選定の基準： 「選定の基準」となる事項については、「通則的な条例」において規定する。

個別具体的な事項等については、必要に応じて、各施設の「設置管理条例」において規定する。

【「通則的な条例」に規定する「選定の基準」（案）】

- 町民の平等利用が確保されること
- 管理に関する事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し町民サービスの向上が図られ、また、管理経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画に沿った管理を行う人的能力、物的能力等を有していること。

など

6 管理者の指定

- 指定の方法： 公の施設の「各所管課」において、議会の議決を経て指定する。
- 指定の時期： 平成18年3月議会
- 指定の期間： 「3年」を基本とする。
ただし、施設の性格等により、「3年」によらないこともできるものとする。
- 指定の周知： 管理者の名称、期間等の指定内容については、町広報誌のほか、施設の性格等必要に応じて広く町民への周知に努める。

7 協定等の締結

- 締結の方法：① 指定期間全体の包括的な協定等の締結
② 毎年度の協定等の締結
- 締結の時期：① 平成18年3月下旬（当初予算議決後）
② 毎年3月下旬（当初予算議決後）

【「協定」等の記載事項（例）】

- 指定（協定）期間
- 委託料の額及び支払いの方法に関する事項
- 事業の実施に関する事項（管理の基準、業務の範囲等）
- 事業引継に関する事項（管理開始時点で既になされていた利用申込みの取扱い等）
- 施設内物品の所有権帰属に関する事項
- 事業報告に関する事項
（事業報告書の提出、随時の事業報告、立入調査等）
- 個人情報保護に関する事項
- リスク管理、責任分担に関する事項
- 指定の取消しに関する事項

など

（※準則：別途整理し、提示する。）

8 管理状況の確認等

- 確認の方法： 地方自治法の規定に基づき、毎年度終了後に提出を受ける事業報告書のほか、必要に応じて臨時に報告を求め、又は実施に調査することにより、施設の管理状況を把握する。
- 評価の実施：事業報告書等に基づき、「町民サービスの向上」、「経費の節減」等を主な観点とし、毎年度一回、管理状況に関する評価を実施する。
- 確認等の主体： 公の施設の「各所管課」
- 結果の活用： 確認等の結果については、可能な範囲で指定期間中の「毎年度の協定等」などへ反映させる。

9 危機管理

- 指定管理者による管理が不能となった場合などの「危機」に対しては、町民サービスの維持を最優先として対応する。
- 「危機」の回避、発生した場合の被害の最小化等のためには、随時指定管理者の業務状況（当該施設の管理状況及びその他の業務状況）等の把握に努めるほか、あらかじめ「危機」を想定した体制を各施設ごとに整備する。
- 指定管理者の責めに帰すべき事由による「危機」に対する備えとして、必要に応じ、「協定」等において「損害賠償」等についても取り決める。

【「危機」への対応（例）】

- (1) 指定期間中に指定管理者による管理が継続不能となった場合
- (2) 指定期間前に指定管理者による管理が不能となった場合
- (3) 「公募」に対して申請団体がなかった場合

に対しては、次の順序で対応する。

- ① 対応可能である場合には、(新たな) 管理者を指定する。
 - ア 基本的には、(再度の)「公募」により候補団体を指定する。
 - イ 「時間的に間に合わない」、「同じ結果が予想される」など客観的に対応不可能である場合に限り、「公募」によらず候補団体を選定できるものとする。
- ② 緊急を要する場合、(新たな) 管理者が見当たらない場合等には、町直営により対応する。

なお、町直営による対応も困難な場合には、一時的に施設を閉鎖する。
など

10 スケジュール

【平成18年4月1日制度導入施設の場合】



